

監第963号  
土技第670号

平成31年(2019年)3月20日

土木部各課(室)長  
各広域本部土木部長  
各地域振興局土木部長  
土木部各出先機関長 } 様

監理課長  
土木技術管理課長

平成31年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する  
試行の取扱いについて(通知)

このことについて、「熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行の取扱いについて(通知)」(平成29年1月25日付け監第891号、土技第524号及び平成29年10月31日付け監第671号、土技第454号)(以下「取扱い通知」という。)により通知し、「平成30年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行の取扱いについて」(平成30年3月30日付け監第1135号、土技第695号)により適用期間の変更を行っているところです。

今般、平成31年(2019年)3月15日付け土技第653号「平成31年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について(通知)」により適用期間が1年間延長されたことから、取扱い通知についても下記のとおり適用期間を延長しますので通知します。

#### 記

#### 1 適用対象工事

平成31年3月15日付け土技第653号「平成31年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について(通知)」の適用対象工事

#### 2 変更内容

取扱い通知の「2(3)適用期間」を以下のとおり変更する。

【変更前】平成29年2月1日(又は平成29年11月1日)から平成31年3月31日までに契約締結を行う建設工事に適用する。

【変更後】平成29年(2017年)2月1日(又は平成29年(2017年)11月1日)から平成32年(2020年)3月31日までに契約締結を行う建設工事に適用する。

監理課建設業班  
担当 渡邊  
電話 096-333-2485(直通)  
県庁内線 6021